

第3編 食品ロス削減編

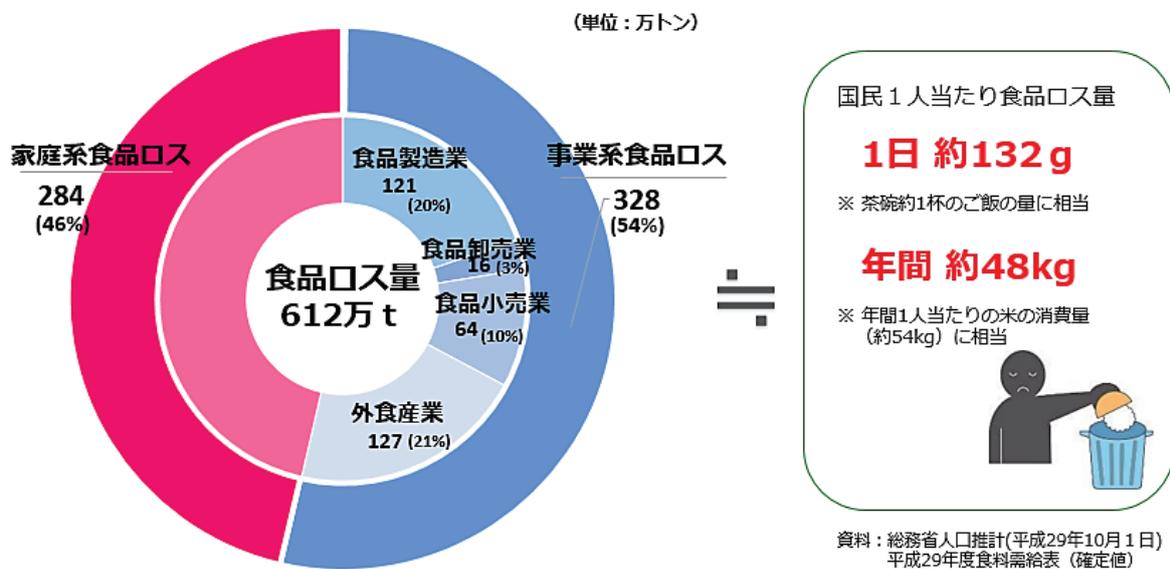
第1章 食品ロスをめぐる内外の動向

近年、食品ロスに関する国際的な関心が高まっており、2015年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」では、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置づけられ、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」が国際目標として設定されるなど、今や食品ロス・食品廃棄物（以下、「食品ロス等」）の削減は、社会・経済・環境において非常に重要な世界的問題であり、喫緊の課題となっています。

1-1 国の動向

国の推計によると、日本では平成29年（2017年）度に年間約2,550万トンの食品廃棄物等が排出され、このうち約24%にあたる約612万トンの食品ロス（家庭系が284万トン、事業系が328万トン）が発生していると試算しています（図38）。

国においても、食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元年（2019年）5月に食品ロス削減推進法を制定し、食品ロスの削減を「国民運動」と位置付けており、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和元年（2019年）3月閣議決定）において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させるとの目標を示しています。



出典：農林水産省ホームページ

図38 日本の食品ロスの発生量（平成29年（2017年）度）

1-2 大阪府の動向

大阪府では、食品ロスの削減をより総合的かつ効果的に推進するため、「大阪府環境審議会」に「食品ロス削減推進計画部会」が設置され、令和3年（2021年）3月に「大阪府食品ロス削減推進計画」を策定する予定です。その骨子は以下のとおりです。

表 17 大阪府食品ロス削減推進計画の概要（案）

<p><方向性> 府、市町村、事業者、消費者等の多様な主体が連携・協働し、「府民運動」として自主的な取組が進展することをめざす。</p> <p><目標の考え方> ・国の削減目標を踏まえ、事業者、府民、市町村と連携しながら、 2030年度に2000年度比半減 ・食品ロス削減を意識し、削減のための取組を行っている府民の増加</p> <p><基本的施策> 大阪府の特徴を踏まえ、大阪らしい実効性のある施策を推進 1 食品関連事業者の取組に対する支援 2 府民への普及啓発 3 未利用食品を活用するための活動の支援等</p>

出典：「大阪府食品ロス削減推進計画のあり方について」（令和2年（2020年）8月、大阪府環境審議会食品ロス削減推進計画部会資料）

第2章 本市における食品ロスの実態

令和2年（2020年）9月に実施したごみ組成調査の結果を用いて、令和元年（2019年）度の食品ロス量を試算した結果は表18のとおりです。

本市の食品ロス量は4,343tと推計され、ごみ総排出量の約11%に当たります。市民1人1日あたりの食品ロス量は約99g/人・日（約36kg/人・年）であり、平成29年（2017年）の全国平均約132g/人・日（約48kg/人・年）より約25%少ない水準です。

表 18 食品ロス量の試算結果

ごみ種別	令和元年（2019年）度			本年度組成調査での食品ロス量の割合
	ごみ排出量 (t)	食品ロス量推計 (t)	食品ロス原単位 (g/人・日)	
家庭系ごみ（日常系）	23,014	2,748	62	11.94%
事業系ごみ	8,993	1,595	36	17.74%
その他	8,192	—	—	—
合計	40,199	4,343	99	10.80%

※今回の組成調査における食品ロス量の比率が市全体に当てはまると仮定して推計しています。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

令和2年（2020年）9月に実施したごみ組成調査において、収集された食品ロスの実態を図39及び図40に示します。



図 39 組成調査における家庭系の食品ロス（手つかず食品）



図 40 組成調査における事業系の食品ロス（スーパーの売れ残り食品）

第3章 食品ロス削減の基本的な考え方

持続可能な生産消費形態の実現に向け、一人ひとりの行動が社会・経済・環境に影響を与えることを自覚し、大阪府の府民運動の一環として、消費者・事業者・行政等の連携・協力のもと、市民生活や事業活動等において食品ロス等の削減に繋がる取組を推進します。

第4章 食品ロスの削減目標

4-1 数値目標（暫定値）

国や大阪府の目標に準じて、本市においても、家庭系、事業系の食品ロス半減をめざす方向で、取組を推進します。当面の数値目標は表19のとおりですが、本市における食品ロスの実態把握の進展に応じて見直すこととします。

表 19 食品ロスの削減目標

区分	平成12年度（2000年度） 推計値		令和7年度（2025年度） 中間目標値		令和12年度（2030年度） 最終目標値	
	食品ロス量 (t)	原単位 (g/人・日)	食品ロス量 (t)	原単位 (g/人・日)	食品ロス量 (t)	原単位 (g/人・日)
家庭系	4,550	98	2,490	61	2,275	59
事業系	2,657	57	1,450	35	1,329	35
合計	7,207	155	3,940	96	3,604	94

注1）2000年度の推計値は、今回組成調査の食品ロス発生率を適用して推計しています。

注2）2030年度最終目標値は、食品ロス量を半減し、人口推計値で原単位を算出しています。

注3）2025年度の中間目標値は、2019年度の推計値と2030年度の目標値を結んだ直線上の値です。

4-2 目標達成に向けた当面の活動指標

中間目標年度の令和7年（2025年）度までの当面の活動指標は表20のとおりです。

表 20 食品ロス削減の活動指標

活動指標	令和2年度 (2020年度) 実績	令和7年度 (2025年度) 目標	備考
<家庭系>			
「手つかず食品は出したことがない」 人の割合	約26%	約35%	市民アンケートより
市主催の食品ロス削減キャンペーン	なし	毎年開催	
<事業系>			
フードドライブ支援事業	なし	継続的に実施	

第5章 食品ロス削減推進施策

基本的な考え方及び市の特性や現状を踏まえ、以下の基本施策を推進するとともに、新たな取組を積極的に検討・実施していきます。

基本施策1：教育及び学習の振興、普及啓発等

- ・「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」(図41)の普及
- ・大型イベントやシンポジウム等の開催
- ・スーパーやコンビニエンスストア等と連携した普及啓発
- ・食品ロス削減レシピの本市ホームページでの普及啓発
- ・出前講座による身近な食品ロス削減行動の普及啓発
- ・会食や宴会における「3010運動」の普及啓発
- ・学校における食品ロスに関する学習の推進



「おいしく食べきろう」ロゴマーク



外食産業での食品ロス削減啓発ポスター

図 41 大阪府食品ロス削減の取組事例

基本施策2：食品関連事業者等の取組に対する支援

- ・食品ロス削減に関する取組事例等の共有、周知
- ・廃棄対象の農畜水産物の加工等による6次産業化の検討
- ・農畜水産物等の地産地消の促進（流通・消費段階での食品ロスの発生抑制）

基本施策3：実態調査の定期的な実施と対策の推進

- ・食品ロス等の実態把握調査の定期的な実施
- ・調査結果に基づいた実効性のある削減対策の推進

基本施策4：先進的な取組の情報収集及び提供

- ・大阪府及び全国の先進的な取組や優良事例の収集
- ・先進的事例の本市ホームページや広報誌等での情報提供

基本施策5：未利用食品を提供するための活動の支援等

- ・フードバンク活動団体等を通じたフードドライブ活動の推進
- ・災害救助物資（食料）のフードバンク活動団体等への提供

第6章 求められる役割と行動指針

6-1 消費者の役割と行動指針

消費者は、食品ロス削減の重要性を理解するとともに、食べ物に対する敬意・感謝の気持ちを忘れず、自らの行動が社会・経済・環境に与える影響を自覚して、家庭、職場、学校や外出先など日常のすべての場面において、食品ロス等の削減に繋がる取組を実践することとします。

また、食品ロス等の削減に関する大阪府や本市の施策に協力するとともに、過剰な鮮度志向の見直しや期限間近商品の優先購入など、消費者としてできることを実践することで、事業者が食品ロス等の削減に取組やすい環境の醸成に協力します。

6-2 事業者の役割と行動指針

事業者は、食品リサイクル法に基づく食品ロス等の削減や食品リサイクルを実践し、自らの事業活動において食品ロス等の削減に寄与する取組を推進することとします。また、大阪府や本市が実施する食品ロス等の削減に関する施策に積極的に協力するとともに、消費者と連携して、社会全体で食品ロス等の削減が推進されるよう努力するものとします。

また、やむを得ず発生する食品廃棄物については、飼料や肥料への活用、エネルギーの回収利用などの再生利用に努めることとします。

6-3 行政の役割と行動指針

行政は、自ら率先して食品ロス等の削減に向けた取組を実践するとともに、市民や事業者、関係団体などの取組に対し、積極的に支援を行うこととします。

本市は、国の基本方針及び大阪府の計画を踏まえ、本市域内における食品ロス等の削減に関する計画を適宜見直すこととします。

また、地域住民等に対する食品ロス等の削減に関する普及啓発や各種施策を実施するとともに、地域住民等の取組に対し、積極的な支援に努めることとします。

第7章 推進体制の整備

市民会議を開催するなど、消費者、事業者、関係団体、行政等が一丸となって、食品ロス等の削減に取り組む機運の醸成を図り、全市的な食品ロス等削減運動を展開します。

市役所内の部局横断のプロジェクトチーム等を編成し、各部局における食品ロス等の削減に関する事業について連絡・調整を図るとともに、大阪府と連携しながら、市としての課題や取組について検討を行います。

第8章 計画の進行管理

(1) 基本的考え方

計画を円滑・着実に推進するとともに、より充実した取組をめざすため、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆるPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います(図42)。

また、計画推進のために、関係部門との連携強化による計画推進体制を構築します。

(2) PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

本計画に基づき、具体的な施策を実施します。進捗状況に関する点検・評価の結果は、適切な時期に広報「だいたう」や本市ホームページなどを活用し、広く市民に公表するとともに、市民の意識改革・行動変容を促します。

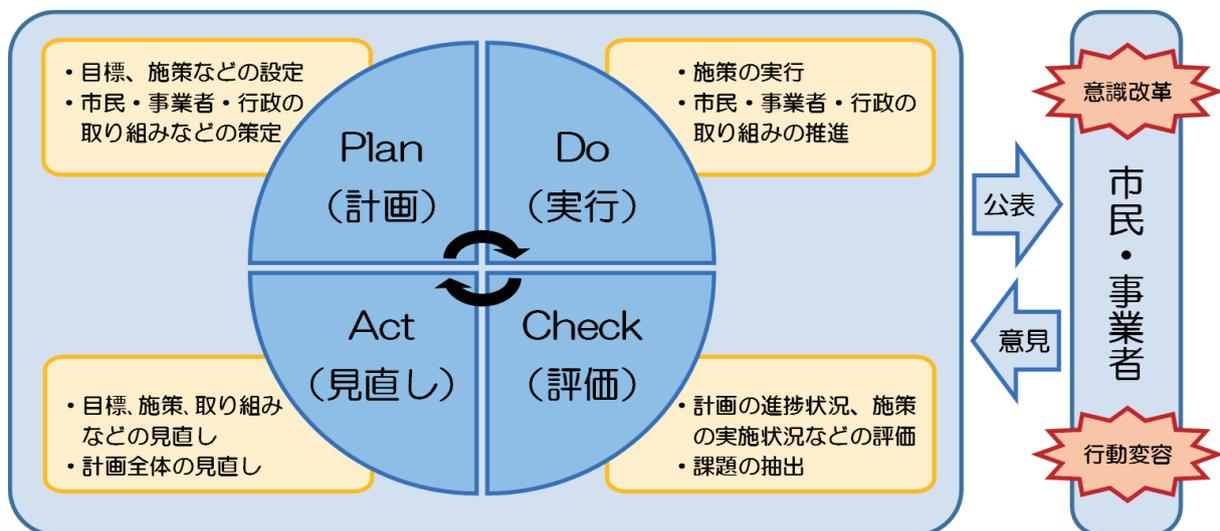


図42 PDCAサイクルに基づく進行管理(再掲)